

5

フェアプレーの精神を育てるスポーツ、健康・体力づくりと食育を推進する

【課題と施策の方向】

スポーツは、フェアプレーの精神や克己心などを養うとともに、健康や体力を培うものであり、感動や一体感を味わうことができるものです。

県民のだれもが、生涯にわたりスポーツに参加できる環境を整備するため、スポーツによる地域づくりや、優れた地域スポーツ指導者の育成など、地域住民が主体となった地域スポーツの振興が必要です。

また、子どもたちが心身ともに健やかに成長していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養という基本的な生活習慣を毎日の生活の中で適切に身に付け、スポーツや自然の中での様々な体験により、競い合い、教え合いながら協調性や社会性を養うことが必要です。

このため、「第65回国民体育大会（以下「ゆめ半島千葉国体」という。）」と「第10回全国障害者スポーツ大会（以下「ゆめ半島千葉大会」という。）」の開催を契機に、「みるスポーツ」、「するスポーツ」の振興を図り、広く県民にスポーツへの関心を高めます。あわせて、「みるスポーツ」や「するスポーツ」を支えるスポーツ指導者やボランティアの役割も重要であることから、「ささえるスポーツ」の活動を促進します。

また、子どもたちが自らの食生活を考え、食に関する実践力を身に付けるとともに、自分の健康は自分で守るという意識を養います。

さらに、学校教育全体を通じて「運動、食事、休養」に関する基本的な生活習慣や体力づくりの基礎を指導するとともに、体力を向上させるための取組を推進します。

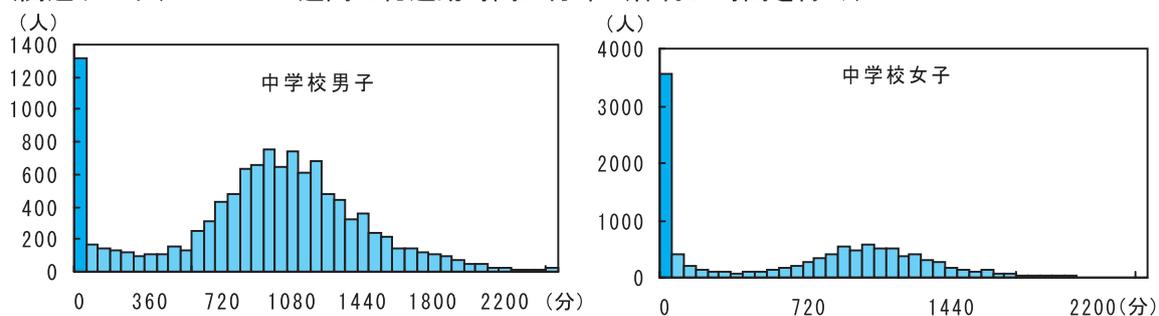
家庭においても、「しっかり運動 早ね 早おき 朝ごはん」を家族ぐるみで実践するなど、家族の生活習慣を見直し、生活リズムを整えるための取組を促進します。

（目標の設定）

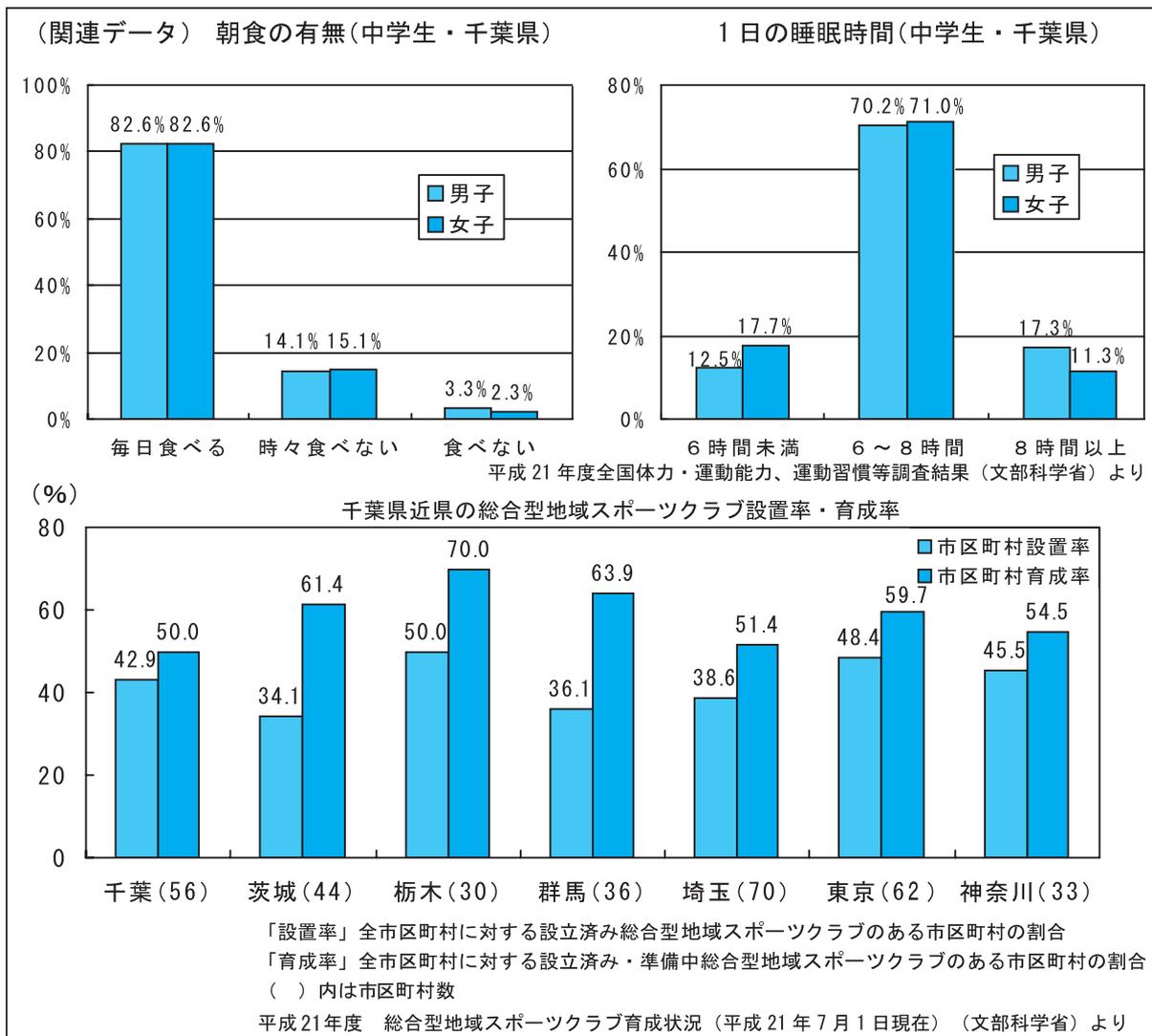
目標項目	現 状（基準年）	目標（H26年）
小学校における新体力テスト （8種目 80点）平均点	49.0点 （H20年度）	49.5点
成人の週1回以上のスポーツ実施率 ※スポーツ：ウォーキングや軽い体操、 レクリエーション活動を含む	45.3% （H21年度）	60%

（関連データ）

1週間の総運動時間の分布（体育の時間を除く）



平成20年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査千葉県結果（文部科学省）より



【5年間に実施する重点的な取組】

(1) 体力向上を主体的に目指す子どもの育成

食事、運動、休養に関する望ましい生活習慣を身に付けさせるとともに、子どもたちの健やかな身体をはぐくみ、体力の向上を図ります。

また、体育の授業の更なる改善、教員の指導力向上に向けた取組等により、子どもたちの体力の向上に努め、生涯にわたりスポーツに親しむ基礎を培います。また、運動部活動は、生徒がその能力等に応じて技能や記録の向上を目指し、互いに協力し合って友情を深めるなど、好ましい人間関係を育てる場であることから、各学校の取組や指導者を支援します。

【実施する主な施策】

- 「いきいきちばっ子健康・体力づくりモデルプラン」^{注1}の活用・普及
 - 子どもたちが自ら考え、自ら実践し、自ら評価するという健康・体力づくりの基礎を学ぶため、「いきいきちばっ子健康・体力づくりモデルプラン」を活用した健康・体力づくりを推進します。

○いきいきちばっ子コンテスト「遊・友スポーツランキングちば」^{注2}の充実

子どもたちが、体育の授業や業間休み・昼休み等の時間に仲間と楽しく協力しながら7種類の運動に取り組むことで、積極的な外遊びや運動を奨励します。また、その記録を公表・表彰することで、更に運動への意欲を高めます。

○運動能力証の交付による体力向上への支援

体力・運動能力について、一定の水準に達している児童生徒に対して運動能力証を交付することにより、児童生徒の体力・運動能力の向上に向けた意欲を高めます。

○指導力の優れた教員による授業改善（関連 II-3（2））

小学校の体育授業において、優れた指導力を有している教員を「体育の授業マイスター」として認定し、授業マイスターの授業公開や近隣校への体育授業支援などにより、体育授業の改善、充実を図ります。

○外部人材の派遣による体育授業や運動部活動の充実

体育の授業において、児童生徒の体力・技能向上を図るため、実技指導協力者を小・中学校に派遣します。

また、運動部活動において、スポーツの楽しさ・爽快（そうかい）さ・達成感を体験する機会を豊かにし、生涯スポーツに親しむ機会を培うことができるようにするため、専門的な指導力を備えた民間の指導者を県立学校の運動部活動に派遣します。

○子どもたちからの生活習慣病予防（関連 II-8（3））

生活習慣病の予防のため、学校、市町村、地域の関係機関の協働のもと、子どもとその保護者に向け、「しっかり運動 早ね 早おき 朝ごはん」をスローガンとした普及啓発を行い、健全な生活習慣を身に付けることを支援します。

(2) ちばの自然や恵みを生かした食育の推進

子どもたち一人一人が食について楽しく学びながら、より望ましい食習慣を身に付けるため、きちんと食事がとれる適切な給食時間の確保や栄養教諭^{注3}の配置を進めていくとともに、栄養教諭・学校栄養職員と教職員が連携し、学校全体で計画的・継続的・組織的に食育を推進します。

また、学校給食の食材として千葉県の特産物を活用することにより、地域の自然や郷土の食文化に対する子どもたちの理解を深め、生産に携わる方への感謝の心をはぐくみます。

【実施する主な施策】

○学校における指導体制と指導内容の充実

校長のリーダーシップの下、教職員が一体となり、計画的・継続的・組織的に食に関する指導を進めるとともに、生産者団体や家庭、地域社会等と連携し体験活動を取り入れた食育を推進します。

また、肥満傾向や食物アレルギーに対する個別指導に学校が一体となって取り組むとともに、口腔全体の健康づくりを「学校歯科保健活動における食育」として進め、心身ともに健康な児童生徒を育成します。

○学校給食を活用した食育の充実と千産千消の推進

献立内容を教科等の内容と関連づけたり、千産千消デーを設定し地場産物を取り入れたりするなど、学校給食を生きた教材として効果的な食育に取り組みます。また、日本型食生活の推進の観点から、米飯給食の促進に努めます。

○生産者との触れ合いや都市と農山漁村の顔が見える交流と体験を通じて学ぶ食育の推進
(関連 II-2 (2))

子どもたちが、農林水産物の生産に関する様々な体験を通して、食材や生産者に対する関心と理解を深めるため、教育ファーム^{注4}等の取組を推進するとともに、農林漁業者等が行う交流・体験活動等を支援します。

○地域の優れた食文化や食習慣の継承 (関連 I-2 (2))

「ちば・ふるさとの学び」テキストを活用し、ちばの食文化に関する食育を進めるとともに、ホームページ等を活用して郷土料理等に関する情報を提供します。

(3) 「みるスポーツ」・「するスポーツ」の推進

県民がスポーツに参加する機会や場の提供、指導者の育成などにより、子どもから大人まで、「みるスポーツ」・「するスポーツ」を推進します。

このため、地域住民により自主的に運営される総合型地域スポーツクラブの設立・活動への支援を行い、幅広い年齢層の人々が、様々なスポーツに親しむ環境づくりに努めます。

また、技術指導や基本的なマナー、メンタル面での指導を適切に行うことができる優れた指導者の育成やスポーツボランティアとの連携強化によりスポーツを支える活動を促進し、県民の生涯スポーツへの関心を高め、県民の健康増進や体力の向上を支援します。

【実施する主な施策】

○国際スポーツ大会の開催

世界的に類のない男女混合による国際駅伝などを開催し、活躍する選手を応援することで、広く県民にスポーツへの関心を高めます。

○千葉県広域スポーツセンター事業の推進

多世代にわたり多種目のスポーツに参加できる総合型地域スポーツクラブの設立及び活動への支援を行います。

○県立学校体育施設の開放

県民にとって身近なスポーツ施設となる県立学校の体育館やグラウンドの開放を推進します。

(4) 人々に夢と感動を与える競技力の向上

競技者のひたむきな挑戦やその結果として生まれる記録、勝利する姿は、多くの子どもたちをはじめ県民に大きな夢を与えるものです。「ゆめ半島千葉国体」で、選手と地域が一体となって「日本一」を味わい、運動部活動やスポーツに対する興味・関心を一層高めるため「千葉県競技力向上推進本部」^{注5}を中核として競技団体を支援し、競技力の向上を目指します。

【実施する主な施策】

○千葉県競技力向上推進本部による競技団体の支援

優れた能力を持つジュニア選手の発掘やトレセン^{注6}等による強化練習・合宿、スポーツ医学の活用による効果的な練習とバランスの取れた栄養摂取による身体づくり、質の高い指導者の養成により、高い競技力を有する選手を育成します。

また、「ゆめ半島千葉国体」で築いてきた選手強化システムを効果的に活用し、恒常的に高いレベルの競技力を維持・発展させるための取組を推進します。

- 注1 **いきいきちばっ子健康・体力づくりモデルプラン**：子どもたちが望ましい生活習慣を身に付け、生活リズムの向上を図り、豊かな人間性やたくましい体をはぐくみ、一生を通して健康・体力づくりを進めていくための意欲と方法を身に付けるためのモデルプランです。子どもたちや県民の皆様からの意見をもとに平成19年3月に千葉県教育委員会が作成しました。
- 注2 **「遊・友スポーツランキングちば」**：各学校の実態に応じて授業や業間・昼休みの時間帯に「みんなでリレー」、「長縄8の字連続とび」などの運動に仲間と楽しく協力し合いながら取り組むことにより、好ましい人間関係や社会性をはぐくむとともに、体力の向上を図るものです。
- 注3 **栄養教諭**：児童生徒の栄養指導及び管理をつかさどる教員。子どもが将来にわたって健康に生活していけるよう、「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」を子どもたちに身に付けさせることを目的に平成17年に制度化されました。
- 注4 **教育ファーム**：自然の恩恵や食にかかわる人々の様々な活動への理解を深めるため、単なるイベントとしての体験活動ではなく、生産者（農林漁業者）の指導を受けながら、作物を育てるところから食べるところまで一連の農作業等の体験の機会を提供する取組です。
- 注5 **千葉県競技力向上推進本部**：競技力向上に関する関係団体や有識者等で構成され、（財）千葉県体育協会や各競技団体との連携のもと、ジュニア選手の育成・強化や指導者の養成など必要な事業を展開しています。
- 注6 **トレセン**：「トレーニングセンター制度」の略。将来有望な選手を発掘し、チームや年齢の枠を越え、よりよい環境で指導を与えることにより、将来日本代表を担う選手を育成します。

声 こえ koe

- ・「夢、勇気、出会い、感謝、喜び、自信」、スポーツは、子どもたちに大切なものを伝える力を持っている。
 - ・子どもたちに、スポーツ観戦や一流選手との触れ合いを通して夢や目標を持ってほしい。
- ＜千葉県の教育を元気にする有識者会議・みんなで取り組む千葉教育会議・タウンミーティングから＞



地域の方と、郷土料理づくり体験



6

一人一人の特性に目を向けた特別支援教育を推進する

【課題と施策の方向】

障害のある子どもが、持てる能力を最大限に発揮できるよう、長期的な視点で、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を行い、卒業後の社会的自立・職業的自立に向けた教育を進めていく必要があります。

近年、特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒、あるいは通級による指導の対象となる児童生徒数が増加し、その対策が大きな課題となっています。

また、通常の学級に在籍する発達障害のある子どもも含めた、障害のあるすべての子どもたちのニーズに応じた教育が求められています。

障害のある子どもたちの自立や社会参加に向けて、子どもたち一人一人の特性やライフステージに応じた適切な支援と、教育・医療・保健・福祉・労働等関係機関の支援ネットワークの構築が必要です。

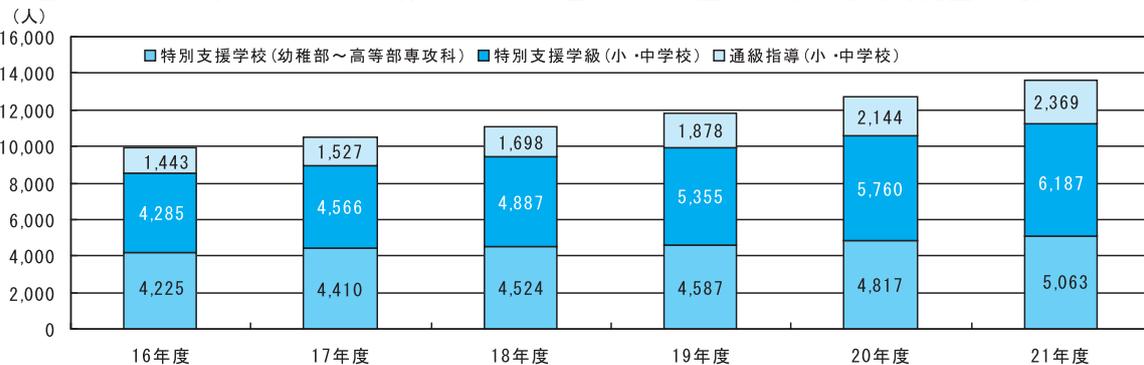
このため、特別支援学校の児童生徒の増加による過密化の解消を図るとともに、子どもたちが自分の持てる力を最大限に発揮し、自立して社会に参加できるよう、教員の専門性・資質の向上や支援体制の充実を図り、一人一人の特性やライフステージ、教育的ニーズに応じた学習支援を行います。

加えて、障害のある子どもとない子どもが地域で共に学ぶ機会を充実し、子どもたちの豊かな人間性を育成します。

(目標の設定)

目標項目	現 状 (基準年)	目標 (H26年)
幼・小・中・高等学校の個別の教育支援計画 ^{注1} 作成率	45.3% (H21年度)	54%
高等部本科卒業生の就職希望者の就職率	86.8% (H20年度)	90%

(関連データ) 特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室に在籍する幼児児童生徒数



千葉県教育便覧より

【5年間に実施する重点的な取組】

（1）特別支援学校の児童生徒数増加への対応

特別支援学校における高等部生徒の増加が特に著しいことから、特別支援学校の過密化の解消と高等部生徒の職業的自立を目指した分校・分教室等を、高等学校の施設などを活用して設置します。

【実施する主な施策】

○特別支援学校分校・分教室等^{注2}の計画的な整備

過密化の状況や緊急性、児童生徒数の動向を踏まえ、順次整備を進めていきます。

（2）キャリア教育と後期中等教育の充実

特別支援学校において、児童生徒一人一人の勤労観や職業観を育てるため、発達の段階や障害の状態に応じた小・中学部及び高等部の12年間を見通したキャリア教育の充実を図ります。

特に、特別支援学校高等部においては、職業的自立を図るための職業学科又は普通科職業コースの設置、労働関係機関と連携した就労支援セミナー、様々な職種の専門家の活用等により職業教育^{注3}の充実を図ります。

さらに、進路指導を充実し、生徒が社会の中で自立して生活できるよう、中核地域生活支援センターなどの福祉や医療、労働関係機関と連携を図り、生徒の障害の状況、本人及び保護者のニーズに合った地域生活や就労（一般就労又は福祉的就労）を支援します。

また、特別支援学校と中学校の連携により、中学校の特別支援学級に在籍している生徒のキャリア教育を支援します。

【実施する主な施策】

○特別支援学校高等部生徒の職業的自立にむけた教員の企業研修の実施

障害のある生徒の社会参加を促進するため、特別支援学校の教員が、企業等で職場体験を行い、実際の仕事の内容を把握することにより、指導方法の改善、充実や就労支援のための資質向上を図ります。

○障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施（関連 Ⅲ-2（2））

特別支援学校高等部に在籍している生徒で、上半期までに就職内定に至らなかった生徒に対して、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の多様な委託先を活用し、生徒の能力、適性及び地域の障害のある人の雇用ニーズに対応した多様な訓練を実施します。

（3）適切な教育的支援に向けての支援体制の充実

保育所、幼稚園、認定こども園、小・中・高等学校等の特別支援教育を充実するため、教育的ニーズに応じた指導・支援や校（園）内支援体制づくりを進めます。

また、専門職の活用により自立活動等の指導の充実を図るとともに、特別支援教育のボランティアを養成・派遣するなど、障害のある幼児児童生徒の学習や生活を支援します。

【実施する主な施策】

○特別支援アドバイザーによる特別支援教育に関する校内支援体制づくりの支援

専門性のある非常勤職員（特別支援アドバイザー）を幼稚園、小・中・高等学校に派遣し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への適切な指導・支援の在り方について、教員や特別支援教育支援員、ボランティア等に対して助言・援助を行います。

○高等学校に在籍する発達障害のある生徒が安心して学ぶことができる体制の整備

発達障害のある生徒への具体的な支援の在り方についての実践的な研究を、モデル校を指定して実施し、その研究成果を発信することにより、高等学校における特別支援教育を推進します。

○外部専門家の活用

理学療法士^{注4}、作業療法士^{注5}、言語聴覚士^{注6}等の専門職の活用を図り、一人一人の教育的ニーズに対応したより専門的な指導の充実を図ります。

○特別支援教育を支援するボランティア養成・派遣

大学生や短期大学生、特別支援教育のボランティアとして養成した社会人を県立学校へ派遣したり、市町村教育委員会に紹介したりするなど、障害のある幼児児童生徒の学習や生活を支援します。

（４）特別支援教育に関する教員の専門性の向上

特別支援教育に関する学校と教員の専門性の維持・向上を図り、児童生徒の特性に合わせた支援が実行できる体制づくりを推進します。

【実施する主な施策】

○「特別支援学校教諭免許状」取得の促進

小・中学校及び高等学校教員に対して、「特別支援学校教諭免許状」の取得を目的とした講習の受講機会の拡大を図ります。

○特別支援教育に関する研修の充実

校長を含むすべての教員に対し、特別支援教育の意義や進め方、発達障害に関する基礎的事項について理解を深める研修を実施します。また、医療的ケア^{注7}を必要とする児童生徒に対する基本的な知識や援助方法の習得、並びに特別支援教育コーディネーターの養成講座の開催などにより、特別支援教育に対する教員の資質の向上を図ります。

（５）地域の幼児児童生徒とともに学ぶ機会の充実

障害のある子どもたちが、自分の住んでいる地域の子どもたちと交流を深めるなど、地域とともに学ぶ機会を充実し、障害のある子どもたちと地域の人々との相互理解を促進します。

また、「ゆめ半島千葉大会」を契機に、障害のある子どもたちのスポーツ振興を促進します。

【実施する主な施策】

○地域における交流及び共同学習の推進

交流及び共同学習の進め方についてまとめた「交流及び共同学習実践ガイド」の普及を図り、

特別支援学校の幼児児童生徒が、自分の住んでいる地域の小・中学校等で、授業や学校行事に参加する居住地校交流を促進します。

また、放課後児童クラブにおいて、障害のある子どもを受入れるための体制を整備するため、専門的知識等を有する放課後児童指導員の配置を支援します。

(6) 医療的ケアの実施体制の充実

特別支援学校においては、看護師資格のある者を特別非常勤講師として配置し、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒に対して安全で確実な医療的ケアができるようにします。

【実施する主な施策】

○医療的ケアの必要な児童生徒の支援

特別支援学校に在籍する医療的ケアの必要な児童生徒の実態把握や千葉県の医療的ケアガイドラインの改善を行うほか、安全で確実な支援ができるよう、担当する教員及び特別非常勤講師（看護師）の研修を充実します。

- 注1 **個別的教育支援計画**：在学中のみならず乳幼児期から学校卒業後までを見通した視点を持って作成され、教育・医療・保健・福祉・労働等の関係機関が連携協力して支援するためのツール（道具）となる計画です。
- 注2 **特別支援学校分校・分教室等**：特別支援学校の過密化と児童生徒の長時間通学を解消するために、学校の空き校舎や余裕教室等を活用し、特別支援学校の分校として設置するものです。平成22年4月現在、柏特別支援学校流山分教室、安房特別支援学校鴨川分教室、市原特別支援学校の分校、流山高等学園第二キャンパス及び我孫子特別支援学校の分校が開設されています。
- 注3 **職業教育**：一定の又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、態度をはぐくむ教育です。なお、キャリア教育は、社会的・職業的自立を促すために必要な意欲・態度や能力を育てる教育をいいます。
- 注4 **理学療法士**：厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示で、身体に障害のある人の基本的動作能力の回復を図る理学療法を行なう医療専門職のことです。
- 注5 **作業療法士**：厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示で、身体や精神に障害のある人に、手芸、工作等の作業を行なわせて応用的な動作能力や社会的適応能力の回復を図る作業療法を行う医療専門職のことです。
- 注6 **言語聴覚士**：厚生労働大臣の免許を受けて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある人に、言語訓練や検査等を行い、その機能の維持向上を図る医療専門職のことです。
- 注7 **医療的ケア**：看護師の資格を有する者が配置されている特別支援学校において、学校生活の中で行われる教員又は看護師による日常的・応急的手当のことです。具体的には、たんの吸引、経管栄養、導尿などの手当を指します。

声 こえ koe

- ・特別支援教育は、すべての子どもたちにとって意味のある教育です。
- ・学習につまずく子どもも学習が得意な子どももそれぞれのよさを引き出し、すべての子どもが意欲的に取り組む学校こそが「元気のある学校」だと思う。

＜千葉県の教育を元気にする有識者会議・みんなで取り組む千葉教育会議・タウンミーティングから＞

【課題と施策の方向】

平成 20 年度から、すべての県立学校に、保護者や地域住民等からなる「開かれた学校づくり委員会」が設置され、学校運営上の課題解決に向けた検討や学校評価の実施、地域との新たな交流が始まるなど、学校と地域が互いに信頼し合い、連携・協働するための基盤づくりが進んでいます。

魅力ある県立高等学校となるために、生徒や地域の実情に応じて、他校にはない取組を工夫するとともに、それぞれの教育活動に多くの地域の人々の理解や協力を得ながら、生徒がその個性を最大限に生かせ、夢の実現に一役買ってくれる、地域に信頼される開かれた学校づくりを推進します。

また、幼稚園児の 9 割、高校生の 3 割が通っている私立学校は、学校教育の発展にとって質・量両面にわたり重要な役割を果たしていることから、それぞれの建学の精神に基づく活動の振興を図るとともに、私立学校に通う生徒・保護者の経済的負担の軽減に努めます。

一方、地域によっては、少子化に伴う学校の小規模化が更に進むことが予想され、子どもたちが学校生活や部活動で多くの友人と互いに切磋琢磨できるよう、学校の適正規模・配置の在り方に関する検討が必要となっています。

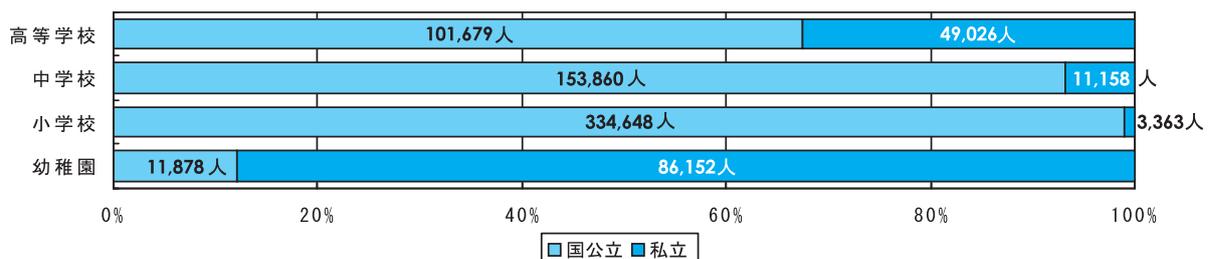
特に、高校教育においては、今後 10 年間の生徒数の推移、交通アクセスの整備状況、高校の設置状況が地域によって大きく異なることなどを踏まえ、公私が協調・共存して高校教育の充実に努めることを基本としつつ、中長期的な展望に立って、学校規模や配置の適正化を計画的に進めます。

(目標の設定)

目標項目	現 状 (基準年)	目標 (H26 年)
高等学校の「学校運営」について、肯定的な評価をしている保護者の割合 (学校評価)	83.4% (H20 年度)	85%
私立学校が支出した経常的経費に占める経常費補助金の割合	37.0% (H20 年度)	割合の増加を目指します

(関連データ)

千葉県の子供生徒数と私立学校児童生徒数の比率



平成 21 年度学校基本調査 (文部科学省) より

【5年間に実施する重点的な取組】

(1) 魅力ある高等学校づくり

これからの千葉県を支える人材を育成する進学重点校や将来の専門的職業人を育成する農業・工業・福祉等の拠点校、様々な機能を備え地域に貢献する地元の中心校など、社会の変化に対応し、活力があり、生徒それぞれの豊かな学びを支え、地域のニーズにこたえる、魅力ある県立高等学校づくりを目指します。

【実施する主な施策】

○県立高等学校再編計画^{注1}の着実な推進

平成23年度末を目標年次とする、県立高等学校再編計画の理念に基づき、魅力ある高等学校づくりを着実に推進するとともに、新たな計画の策定に向けた外部委員による懇談会の設置など、長期的な視点に立った今後の魅力ある県立高等学校づくりの在り方について協議を進めていきます。

○地域連携アクティブスクールの設置（関連 Ⅲ-3（3））

地域との協同により、社会とのつながりを重視して、一人一人の生徒に応じた「学び直し」や「実践的なキャリア教育」を行い、これまで十分に発揮しきれていなかった生徒の能力を引き出し、コミュニケーション能力や倫理観等を養い、地域と共に生きる自立した社会人の育成を目指す新しいタイプの学校（『(仮称) 地域連携アクティブスクール』）の設置に向けた検討を進めます。

(2) 私立学校の振興

就学前教育については、幼稚園児の9割が私学に在籍している状況にあることから、幼稚園の独自の教育目標を尊重しながら、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、規範意識の芽生えや人間関係づくりの基礎を培い、幼稚園・保育所と小学校との円滑な接続を推進します。

また、公教育の一翼を担う私立学校の経営の健全性を高めるとともに、私立学校に在学する幼児児童生徒及び保護者の経済的負担軽減等を図るため、私立学校の振興を図ります。

【実施する主な施策】

○幼稚園教育指導資料集の作成（関連 Ⅲ-1（1））

新しい教育要領の趣旨の説明や、実践事例等を掲載した指導資料集を作成し、県内の公立及び私立幼稚園に配付します。

○私立学校経常費の補助

学校法人が教育を行うために要する経常的経費を助成します。

(3) 地域に開かれた県立学校の促進

住民に身近で地域の貴重な財産である学校は、地域における学びや地域づくりの拠点としての役割が期待されています。地域に信頼され、開かれた学校として、ふれあいと交流のできる「人間形成の場」にふさわしい学校づくりを促進します。

【実施する主な施策】

○県立学校における「開かれた学校づくり委員会」の促進

地域の住民や保護者などを委員とした「開かれた学校づくり委員会」をすべての県立学校に設置し、学校の自己評価をもとに学校関係者評価を行い、学校運営上の課題を解決する方策等を検討するなど、地域に開かれた学校づくりを推進します。

○県立高等学校へのコミュニティ・スクールの導入の検討

保護者や地域住民、有識者などが、一定の権限と責任を持って学校運営に参画するコミュニティ・スクールの県立高等学校への導入について、国のモデル事業等を活用しながら、学校や地域の実情に応じて検討します。

○県立高等学校における地域活性化への貢献

すべての県立高等学校が、学校や地域の実情に応じて、その学校ならではの特色のある教育活動に積極的に取り組み、更なる魅力ある高等学校づくりを推進するとともに、小・中学校との連携や地域との協働によるまちづくりを担うなど、県立高等学校の教育活動を生かして地域活性化に貢献します。

注1 県立高等学校再編計画：平成14年11月に教育委員会が策定した、平成14年度から23年度末までに目指すべき高校再編の具体的な方向性を示した計画です。3つの基本コンセプト「生徒がその個性を最大限に生かせ、夢の実現に一役買ってくれる学校」「生徒や教職員がいそいそと活動して、元気のある学校」「地域の人が集い、地域に愛される学校」を目指すべき学校像に掲げています。

注2 コミュニティ・スクール：保護者や地域の声を学校運営に直接反映させ、保護者・地域・学校・教育委員会が一体となってより良い学校を作り上げていくことを目指すものです。

声 こえ koe

- ・縁あって入った学校なのだから、その学校が好きになることに一生懸命に取り組むことが大切だ。学校もそれを一生懸命に支援していくことが必要だ。
- ・座学中心、知識中心、教科書でものを学ぶ教育の中に、すべての若者を入れ込むと、そこに適応できない若者たちを大量にドロップアウトさせてしまう。
- ・一番大切なのは実体験。自分で考え、試行錯誤しながらやってみる。その中で、自分が分かり、自分が何をすべきかが分かる。それによって、勉強は単なる勉強でなくなる。

<千葉県の教育を元気にする有識者会議・みんなで取り組む千葉教育会議・タウンミーティングから>



高校生が地域と連携して朝市を開催

8

安全・安心な教育環境の整備

【課題と施策の方向】

学校は、子どもたちが健やかな成長と自己実現を目指して学習活動を行い、多くの児童生徒が1日の大半を過ごす生活の場であることはもちろん、地震等の災害発生時には、地域住民の応急的な避難場所としての役割も担っています。このため、公立学校はもとより私立学校の施設についても、特に緊急性の高いものから優先して校舎の耐震化・老朽化対策を進めていく必要があります。

また、子どもたちが安全に安心して活動できる場の確保や、交通安全教育、事故や犯罪に巻き込まれないような安全環境の整備が必要です。さらに、「自分の命は自分で守る」(自助)、「自分たちのまちは自分たちで守る」(共助)という防災意識の高揚と災害対応能力の向上を目指した防災教育を進めていく必要があります。

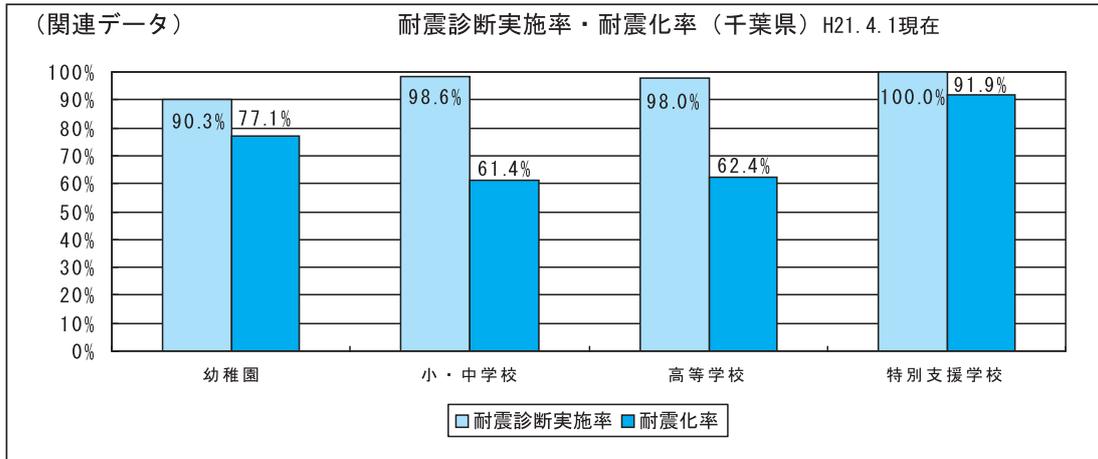
このため、子どもたち自身が、「自分の命は自分で守る」という自覚と自信を持ち、事件・事故や災害等に対する予知・予測能力や危険予測・回避能力を身に付けるため、安全教育に対する教職員の指導力の向上、校内安全管理対策の充実を図ります。

(目標の設定)

目標項目	現 状 (基準年)	目標 (H26年)
県立学校校舎等の耐震化	69.5% (H20年度)	89%
「ちばっ子地域安全マップ」を作成している小学校がある市町村数	11市町村 (H21年度)	全市町村(千葉市を除く)の80%の小学校で作成

(関連データ)

耐震診断実施率・耐震化率(千葉県) H21.4.1現在



公立学校施設の耐震改修状況調査(文部科学省)より

【5年間に実施する重点的な取組】

(1) 校舎等の耐震化・リニューアル、バリアフリーの促進

18年度に策定した千葉県耐震改修促進計画及び県有建築物の耐震化整備プログラムに沿って、改修の必要性の高さや避難場所の指定状況に配慮し、県立学校施設の耐震性能の向上を推進します。

また、県立学校のバリアフリー化や特別支援学校の空調整備など、教育環境の整備を推進します。学校施設・設備の安全性確保についても、建築年度の古いもの等から順次安全性を向上させていきます。

あわせて、学校法人や市町村が設置する学校施設等についても、国の補助制度を活用するなどして計画的に耐震化が進められるよう、国への要望や市町村への働きかけを行っていきます。

【実施する主な施策】

○県立学校施設の耐震化の推進

県立学校施設の耐震化について、必要性の高いものから順次改修を進め、一定規模以上の校舎や体育館などについては、おおむね平成27年度までに完了するよう計画的に実施していきます。

○学校施設安全向上対策

県立学校施設を定期的に点検し、経年劣化が認められる外壁や電気設備等の改修を必要性の高いものから順次進めていきます。

(2) 自助・共助の防災意識を高める防災教育と安全教育の推進

交通安全教育、生活安全教育(防犯を含む)、災害安全教育(防災を含む)の各領域における安全教育を発達の段階に応じて計画的・継続的に推進し、事故や災害等に対する予知・予測能力や危険予測・回避能力を身に付けさせます。

また、学校が日本赤十字社など社会奉仕を行う団体と連携し、防災活動などのボランティア活動に取り組むことを支援します。

さらに、児童生徒の交通安全や見守り活動を行っている防犯ボランティア(スクールガード)の組織的、継続的な活動や、元警察官や元教員からなるスクール・サポーターによる教職員への支援、登下校の安全対策、安全パトロールなどの支援活動を促進し、児童生徒が事故や犯罪に巻き込まれないような安全環境の整備に努めます。

【実施する主な施策】

○地域安全マップの作成

児童生徒が危険予測能力を高め、未然に犯罪被害を防ぐために、小学校の授業における「ちばっ子地域安全マップ」づくりを推進します。

○スマートサイクルちばの推進

高校生をはじめとした若者のルール無視とマナーの低下による自転車関係事故が後を絶たないことから、自転車利用者のルールの遵守とマナーの向上及び自転車事故の減少を図ることを目的に、県下全高校で「マナーアップ隊」を編成し、効果的な指導を推進します。

○必ず来る災害から児童生徒を守る防災教育の推進

児童生徒が、災害時に自分の命を守り、身近な人を助け、適切な判断と行動が取れるよう、発達の段階に応じて継続的に防災教育を実施していきます。

(3) 子どもの健康を守る学校保健の充実

学校は、子どもが一日の大部分を過ごす場所であることから、救急処置、疾病予防対策、健全な生活習慣の指導、健康相談等を通じて、児童生徒の健康課題に対応できるよう、養護教諭を中心とした教職員、学校医、医療機関等との円滑な連携を支援します。

【実施する主な施策】

○子どものころからの生活習慣病予防（関連 II-5（1））

生活習慣病の予防のため、学校、市町村、地域の関係機関の協働のもと、子どもとその保護者に向け、「しっかり運動 早ね 早おき 朝ごはん」をスローガンとした普及啓発を行い、健全な生活習慣を身に付けることを支援します。

○薬物乱用防止教育

専門家による「薬物乱用防止教室」の開催や、教員、学校薬剤師などの指導力向上により、薬物の危険性に対する児童生徒の意識を向上させます。

○感染症、アレルギー疾患等の情報提供

インフルエンザ等の感染症、様々なアレルギー疾患、化学物質過敏症等に関する情報の収集・提供に努め、学校保健への取組を支援します。

また、性感染症の予防等の指導については、子どもたちの発達の段階を踏まえ、学校全体で共通理解を図るとともに、保護者の理解を得ながら取り組んでいきます。

○安全・安心な学校給食

学校給食の施設設備や調理過程における衛生管理についての徹底を図り、安全・安心な給食が提供できるよう支援します。



小学校での防災訓練の様子